

社会福祉法人 信明会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人信明会（以下、法人という）の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事長専任業務の報酬)

第3条 常勤（週4日以上勤務）の理事長の報酬は月額500,000円（額面）とする。交通費は職員通勤手当に準じて支給する。基準日（夏：6月1日 冬：12月1日）に存在している理事長に対して賞与として各1か月分の月額報酬相当額を支給する。

- 2 非常勤（勤務が週3日以下）の理事長の報酬は月額250,000円（額面）とする。交通費は原則として支給しない。
- 3 非常勤の理事長が理事会、評議員会に出席した場合は、第5条2項に定めるところにより報酬を規定する。

(理事専任業務の報酬)

第4条 常勤（週4日以上勤務）の理事長の報酬は月額400,000円（額面）とする。交通費は職員通勤手当に準じて支給する。基準日（夏：6月1日 冬：12月1日）に存在している常勤理事に対して賞与として各1か月分の月額報酬相当額を支給する。

- 2 非常勤（勤務が週3日以下）の理事の報酬は月額200,000円（額面）とす

る。交通費は原則として支給しない。

- 3 非常勤の理事が理事会、評議員会に出席した場合は、第5条2項に定めるところにより報酬を規定する。

(勤務形態に応じた施設・本部事務局の職を兼務する理事の月額報酬等の区分)

- 第5条 施設・本部事務局の職を兼務する理事長、理事に対しては、職務執行の対価として職員給与に加え、役員等兼務手当として、別表第4に定める報酬を支給する。
- 2 兼務がない非常勤役員等に対して月額報酬は支給しない。但し、理事会等に出席した場合は、別表第5に定める報酬を支給する。

(理事会、評議員会出席に伴う報酬等)

- 第6条 非常勤の理事長、理事もしくは監事が理事会に出席した時、監事もしくは評議員が評議員会に出席した時は、別表第5に定める報酬を支払うものとする。
- 2 交通費については支給しないものとする。
 - 3 常勤理事は報酬及び交通費は支給しない事とする。

(支給の方法)

- 第7条 第7条 役員報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 報酬 未締め 翌末20日 (給与規定の支給方法に準ずる)。
 - (2) 賞与 6月 12月 (給与規定の支払い方法に準ずる)。
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任等、退職後3か月以内。
 - (4) 源泉徴収等の控除は適用される法令に準ずる。

(費用)

- 第8条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第9条 新たに理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任又は解任時の報酬額については日割り計算とする。
 - 4 日割り計算方法はその月の平日数を基準とし、端数は切り捨てる。

(公表)

第10条 法人は本規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第11条 本規定の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第12条 本規定の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

付則 本規定は令和2年4月1日より施行する。

以上

別表第1（理事長専任業務の報酬）

区分	月額
常勤（週4日以上）	500,000円
非常勤（週3日以下）	250,000円

別表第2（理事専任業務の報酬）

6月、12月の賞与	報酬月額×1か月
-----------	----------

別表第3（理事専任業務の報酬）

区分	月額
常勤（週4日以上）	400,000円
非常勤（週3日以下）	200,000円

別表第4（施設・本部事務の職を兼務する理事の月額報酬）

区分	月額
常勤理事長（週4日以上）	200,000円
非常勤理事長（週3日以下）	100,000円
常勤理事（週4日以上）	100,000円
非常勤理事（週3日以下）	50,000円

別表第5（兼務がない非常勤の役員の報酬）

（1）理事長、理事

	日額
理事会等会議への出席	4時間未満 10,000円
上記以外の業務の出席	4時間以上 20,000円

（2）監事

	日額
理事会、監事監査等への出席	4時間未満 10,000円
上記以外の業務の出席	4時間以上 20,000円

（3）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記以外の業務の出席	10,000円

別表第6（常勤理事の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数
※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。